

《 ス ー パ ー 積 金 》

商品名	スーパー積金
ご利用頂ける方	法人および個人の方
期 間	6ヵ月以上5年以内
掛込方法	掛込回数分の掛金を月々掛け込みしていただきます
掛 金	月額1,000円以上(100円単位)
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします
給付補填金 利 息	適用利回り：当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用いたします 支払方法・頻度：満期日以後に一括して払い戻しいたします 計算方法：付利単位を1円として契約期間内における掛金残高積数に利回りを乗じて計算いたします
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金等から自動振替による掛け込みができます</li> <li>・満期日に自動的に解約し、指定口座(定期預金(通帳式)、総合口座)へ振替えることができます</li> </ul>
中途解約時の お取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします</li> </ul> <p><b>【約定期間1年未満の場合】</b> 解約日における普通預金利率</p> <p><b>【約定期間1年以上の場合】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 契約日から解約日までの期間が1年未満の場合…普通預金利率</li> <li>② 契約日から解約日までの期間が1年以上で満期日前の場合…約定年利回り×60%</li> <li>③ 契約日から解約日までの期間が1年以上で満期日以後の場合… 満期日までは約定年利回り×60% 満期日から解約日までは普通預金利率</li> </ol>
税 金	<p>利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(なお、マル優のお取扱いはございません)。</p> <p>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税される為、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p>
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時～17時、電話：0120-00-2085)にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 掛け込みが遅延した時は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または契約時の店頭表示に年利回り（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延損害金を徴求いたします</li><li>・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします</li><li>・ 預金保険の対象となります。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</li><li>・ この預金は定期積金規定によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。</li></ul>
----------------	---